# 【学会紹介】

# 2023年度 第10回 日韓サイバー法学会 ---複雑化する現代社会における刑事法の課題---

専修大学法学部准教授 森住信人

### はじめに

第10回目となる日韓サイバー法学会は、2023年8月26日(土)に専修大学神田校にて開催されました。コロナ感染症の影響のため、本学会は一昨年から2年続けてオンラインにて開催されてきましたが、本年になって対面での開催が可能になりました。日韓サイバー法学会は、従来、隔年で日本と韓国で開催されることとなっておりますところ、昨年は韓国で開催する予定でしたが、オンライン開催になってしまいました。本年度は予定通り日本にて本学会を対面開催できるようになり、日本と韓国双方の研究者が久方ぶりに直接会って交流できたことを嬉しく思います。

この学会紹介は、当日配布された資料と当日の録音から、記事を作成いたしました。各ご報告はおそらく報告者の先生方がいずれ発表されるかと存じますので、この記事では簡略に示すのみとさせていただきます。小生の紹介には分かり難いところも多々あろうかと存じますが 何卒ご海容下さいますようお願い申し上げます。

この度の日韓サイバー法学会も今村法律研究室の共催となりましたため、今村研究室報にご紹介の場をいただきました。このような場を提供いただきました岡田好史今村研究室長および掲載のために諸々お骨折りいただきました澤山裕文事務局長に心よりお礼申し上げます。

# 学 会

第10回日韓サイバー法学会は、2023年8月26日(土)に専修大学神田校舎7号館731教室にて、13:30から開始されました。当日は、開催直前ころに天気が崩れるとの予報があり、実際、開場直前のお昼ころから雨が降りました。あいにくの天気ではありましたが、久しぶりに顔を合わせることができたことから、参加者の皆さん

はにこやかな表情でした。

日韓サイバー法学会は、2013年10月19日に第1回目の学会が開催されてから、毎年1回、隔年で日本と韓国にて開催されてきました。コロナ禍のために1度、開催が中止となりましたが、本年で10回目の学会開催となりました。10回目という節目の学会をコロナ禍を乗り越えて対面での開催となり、また多くの参加者が過去にコロナ感染を経験したようですが、それを乗り越えて集うことができたことは大変に喜ばしいことです。

開始時刻通りに総司会および通訳を担当なさった楊萬植先生(檀国大学)によって第10回日韓サイバー法学会を開催する旨のご案内があり、まず、日髙義博先生(専修大学)による祝辞と、続いて白允喆先生による祝辞が述べられました。日髙先生による祝辞は、この室報に掲載されると伺いましたので、(当日の挨拶では忠実に原稿を読み上げてはおられませんでしたが)小生の拙い文章での紹介は差し控えたいと存じます。

白先生による祝辞につきましても、全文が手元にございますが、すべてを紹介するには少々長いかと考えましたので、簡易な紹介とさせていただきます。白先生は、これまでの日韓サイバー法学会の思い出と日髙先生・白先生らの交流について、感謝を込めて叙情的に語られておられました。途中、感極まったところもございましたが、これからのサイバー法学会の継続と発展を祈念してご挨拶とされました。

#### 【第1部】

学会の第1部では日髙義博先生が座長を務め、第1報告として渡邊一弘先生(専修大学)による「日本における最近の刑法改正について――拘禁刑の創設、刑の執行猶予制度の拡充を中心に」が発表されました。2022年と2023年に行われた刑法の一部改正法の内容について、特に、懲役刑と禁錮刑を「拘禁刑」として一本化することや、刑の執行猶予制度の拡充について、法改正へと至るこれまでの歴史的経緯や議論状況、この法改正の評価などについて、丁寧かつ明快なご報告がなされました。再犯対策として「作業」ではない「指導」の重要性が指摘され、2016年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立しました。2007年に成人年齢が引下げられましたが、これに伴い少年法における少年年齢引下げの議論がなされる一方、従来の懲役

刑では刑務作業が義務づけられているために指導に十分な時間を割けないといった 懲役刑の制度上の問題点を解決するため、また犯罪者に対する処遇の充実を図るため、懲役・禁錮を単一化し、「新たな自由刑」を創設すべきとの方針が、法制審議会によって示されました。2022年の刑法の一部法改正法によって懲役・禁錮は、拘禁刑とされることになりましたが、その拘禁刑の内容について「拘置」と「作業・指導」の関係性をめぐる議論が紹介されました。また、刑の執行猶予制度の拡充として、執行猶予期間中の再犯について、再度の刑の全部執行猶予を言い渡すことができる宣告刑の上限が2年に引上げられたことや、司法と福祉とが連携する取り組みなどが紹介されました。

本報告のコメンテーターである朴寅東弁護士から、まず、拘禁刑に関する世界的な情勢についてご質問があり、アメリカやドイツなど他国における自由剝奪刑について確認されました。また、これら日本の刑法改正の方向性が受刑者の人権保護への配慮や高齢受刑者の増大という問題への解決が意図されているのではないかといったことが指摘され、さらに日本と韓国における処遇の相違や、刑事政策上の課題などについても意見交換がなされました。

日本における拘禁刑への改正,執行猶予制度の拡充といった法改正のテーマを超えて,被害者保護や被疑者の拘禁,再犯防止対策,高齢犯罪など現在の刑事政策上の問題について,日本と韓国における法規定の相違などが比較検討され,それらの解決への方向性など,幅の広い意見交換となりました。

この報告の後に、30分ほどの休憩が取られ、会場内に設置されたお茶などをいただきながら、参加者それぞれによる意見交換・交流がなされておりました。また、この休憩中にはプロジェクターにてこれまでのサイバー法学会や関連する記録画像が放映されました。

#### 【第2部】

第2部では、白允喆先生が座長を務めました。第2報告は、崔虎雄弁護士による「2022年麻薬類犯罪白書から見た現状と青少年麻薬犯罪増加の考察」です。かつて韓国では麻薬などの薬物事犯(麻薬、向精神性医薬品、大麻、臨時麻薬類[新種麻薬]を「麻薬類」と総称する)が少なかったのですが、近年では、麻薬類事犯の増大がメディ

アでも大きく取り上げられるようになったとのことです。麻薬類犯罪白書のデータを参照しつつ,近年の取締り状況や麻薬類犯罪の特徴,麻薬類犯罪を犯すことに至った原因,処罰の現状などが紹介されました。さらに,最近の青少年による麻薬類事犯の急激な増加と特性を考察し,青少年による麻薬類問題に対する法制度の不備が指摘されました。青少年麻薬類事犯の増加に対応するため,韓国政府は2023年には,校内暴力やサイバー犯罪の予防教育を実施する「訪ねる法教育出張講演」に「麻薬予防教育」を追加し,韓国麻薬退治運動本部や韓国中毒管理センター協会などの民間専門機関との連携強化,再犯防止のための防止教育・実態調査などの強化を行う旨を発表しているとのことです。麻薬類事犯に対する予防および治療専門機関がこれまで専ら成人を対象としてきたことをから,今後は青少年の特殊性を考慮した専門家・専門機関の拡大を図るべきとの提言がなされました。さらに,これらの専門機関と地域社会との協力や支援体制の拡充を図ることや,青少年麻薬類事犯に対する予防的文化を形成すべきであることが指摘されました。

本報告のコメンテーターは、李哲求氏(元警察大学長)と小生でした。李哲求氏から、警察・検察は麻薬流通の遮断に向けて努力しているが、本年8月時点ですでに昨年の取締り数に迫る勢いであること、韓国では本年7月にも麻薬類に関する法律の改正があったとの紹介がありました。韓国における麻薬類事犯の予防や治療に向けた取組みについての問題として、麻薬の予防や治療についての専門家が未だ十分に育っていないことについて、どのように取り組むべきか、また、アメリカの一部州など大麻合法国があることから、韓国でも大麻合法化の声もあるが、このような意見についてどのように考えるかなどご質問されました。小生は、韓国における近年の麻薬類事犯の増大について、麻薬類のでどころと、オンラインによる麻薬取引の増大に対する取締りとして、国家によるネット監視の強化を意味するのかをお聞きしました。麻薬類のでどころについては、輸入量は若干増加しているが、韓国内における医療用麻薬・覚せい剤などがオンラインで容易に入手できるようになり、その横流しが増大し安価に流通しているとのことでした。

多数のフロアの先生方からも日本や韓国、アメリカなどにおける麻薬類事犯への 対策や予防・治療のための取組みが紹介され、捜査機関による取締り強化だけでは なく、地域社会における教育の強化や民間団体との協力など、社会全体として麻薬 類事犯に取り組むべきなど、大きな議論へと発展しました。

続いて、第3報告は、鄭成範先生(大邱大学)による「韓国におけるサイバーテロ とハッキング」が発表されましたが、第2報告の議論が白熱したため、白座長より 短く報告するようご指示されました。韓国における情報通信基盤保護法におけるハ ッキングの意義・類型について詳細な説明がなされ、韓国において実際に生じた事 例として、ウォールパッドに対するハッキング事件などの事件が紹介されました。 情報通信基盤保護法によると、主要な情報通信基盤保護施設として指定された場合、 その企業は当該インフラに対する脆弱性を評価して対策案を提出し、これを受けて 韓国政府が関連政策を作成することになっているとのことです。韓国の情報通信事 業社の多くが保護施設として指定されていますが、民間企業のネイバー(Naver)は この指定を拒絶しています。情報通信基盤保護法は、サイバーテロから国家機関の 情報通信網を保護するために制定されたものであるが、情報通信事業者を養成する ための制度や手続が規定されている点が不要であり、他方でサイバーテロに対する 迅速な対処や措置についてのガイドラインが存在しないという問題点が指摘されま した。さらに、最近、情報通信基盤保護法が改正されたが、その改正によっても通 信システムの脆弱性についての分析・評価義務を履行しなかった場合に、事後的措 置についての規定がないこと、罰則として罰金が少額のために実効性が少ないこと が指摘されました。サイバーテロへの対策として、情報通信についての新しい技術 やセキュリティ技術の開発に優先的に投資し、情報技術開発を優先することが重要 であるとしました。

コメンテーターは、岡田好史先生(専修大学)および韓達浩氏(地方自治研究院長)、 崔承俊先生(檀國大学法学科大学院)が務められました。岡田先生からIOTの脆弱性 に対する取組みとして、日本ではIOTの脆弱性を国家が調べることは不正アクセス に当たらないとしているが、韓国では法的な規制としてどのようなものがあるか質 問されました。韓国では情報通信基盤保護法で情報通信基盤保護施設として指定さ れるかどうかによって通信システムの脆弱性について検査するかが決まるとのこと です。日本と韓国における通信システムの脆弱性に対する基本的な考え方の相違か ら、対策にも相違があることが確認されました。韓達浩氏からはサイバーテロ、ネ ット犯罪と関連してヴォイスフィッシングに対する対応について質問がなされまし た。ヴォイスフィッシングは、日本では特殊詐欺(オレオレ詐欺)として、刑法上の 詐欺罪として対応していることが紹介されました。

会場ではさらに議論がある雰囲気がありましたが、閉会の時間となりましたので、 さらなる質疑応答はレセプションに持ち込まれることとなりました。

最後に、松木理事長より閉会の辞が述べられました。本日の学会での貴重な報告、活発な議論がなされたこと、また、これまで10年に渡り継続してサイバー法学会が開催されてきたことの祝辞と、今後の更なる発展を祈念して、閉会の辞とされました。

## 【レセプション】

学会終了後、専修大学神田校舎1号館15階にてレセプションが開催されました。 学会では厳粛な雰囲気も漂う議論の場となっていましたが、レセプション会場では 各参加者が和やかに交流を深められたことと思います。残念ながら、また申し訳な いことに、日本側参加者には韓国語を話せる方がおられませんでしたので、日本語 に堪能な楊萬植先生や朴寅東先生が通訳に大忙しでした。途中、英語や身振り手振 りでのコミュニケーションも交えつつ、有意義な時間になりました。

#### おわりに

コロナ禍以降,初の対面による日韓サイバー法学会は,大きな事故やトラブルもなく,またおおよそ予定したスケジュール通りに進行いたしました。各報告や質疑応答が滞りなくなされたのは,日髙先生・白先生らの司会進行によるものです。また,今回も学会でも全体の通訳を担当なさった楊萬植先生のご苦労は一方ならぬものと思います。ご報告下さった先生方や,コメンテーターを担当なさった先生方,韓国から足を運んで下さった諸先生方,さらに当日の会場設営などを手伝って下さった院生の皆さんに小より感謝申し上げます。

この度の日韓サイバー法学会でも来年の開催を約して終えました。来年度の日韓サイバー法学会は韓国にて開催される予定ですが、コロナ禍の影響がなく、災害や事故などトラブルなく開催されることを心より祈っております。